

## 愛知県主要農作物奨励品種決定要領

### (趣旨)

第1 この要領は、愛知県主要農作物種子対策実施要綱第3の奨励品種の決定について必要な事項を定めるものとする。

### (対象作物)

第2 この要領における対象作物は、愛知県主要農作物種子対策実施要綱第1に掲げる主要農作物とする。

### (奨励品種の申請)

第3 奨励品種に申請しようとする者は、主要農作物奨励品種審査申請書(別記様式)に関係書類を添えて、知事に提出するものとする。

### (奨励品種決定調査)

第4 県は、奨励品種の決定に当たっては、奨励品種決定調査(以下「決定調査」という。)を行うものとする。奨励品種の決定に当たっては、決定調査を相当期間行うものとする。

2 決定調査は、原則として農業総合試験場で実施するものとする。

3 決定調査の対象とする品種・系統は次のすべての要件を満たすものとする。

1 調査に支障のない程度に品種の固定が進んでいること。

2 調査に必要な種子が十分に供給されること。

3 病虫害抵抗性その他の主要な特性について、検定により明らかにされていること。

4 対象品種の普及が想定される地域で既に栽培されている品種より改善された点があること。

4 決定調査の種類、方法、運営等は別に定める。

### (奨励品種の決定)

第5 県は、別に定める主要農作物奨励品種審査会議を開催し、審議し、その採否を公告する。

2 奨励品種を決定する基準は、別記1のとおりとする。

## 附 則

この要領は、平成12年7月7日から施行する。

この要領の施行の際現に廃止前の愛知県農作物奨励品種決定規程第二条の規定により決定されている奨励品種は、この要領の第3により決定された奨励品種とみなす。

附 則

この要領は、平成30年4月1日から施行する。

この要領の施行の際現に愛知県農作物奨励品種決定要領第3により決定されている奨励品種は、この施行に基づく奨励品種とみなす。

主要農作物奨励品種決定要領（平成12年7月7日施行）は廃止する。

附 則

この要領は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和3年1月1日から施行する。

## 別記 1

### 奨励品種の決定基準

#### 1 奨励品種の決定基準

奨励品種を決定する場合は、気象、土壌、農業者の経営内容及び技術水準、農作物の需要動向等を十分考慮し、種子の安定供給が可能な品種で次の基準のいずれかを満たすものとする。

- ア 栽培上の重要な特性が、既存の品種と比較して明らかに優れていると認められること。
- イ 生産物の利用上の重要な特性が、既存の品種と比較して明らかに優れていると認められること。

#### 2 奨励品種の廃止基準

奨励品種に採用後、次のいずれかに該当すると認められるときは、当該奨励品種を廃止することができる。

- (1) 奨励品種の特性が変化し、1の基準を満たさなくなった場合。
- (2) 栽培上重要とされる特性又は生産物の利用上重要とされる特性に関し、重大な欠点が明らかになった場合。
- (3) 当該品種の作付面積が著しく減少し、今後とも増加の見通しが無い場合。
- (4) 新たな奨励品種によって代替が可能である場合。
- (5) 当該品種の種子の供給が困難となった場合。

(別記様式)

主要農作物奨励品種審査申請書

年 月 日

愛知県知事 殿

(住所)

(名称)

(代表者名)

このことについて、下記品種を愛知県主要農作物奨励品種決定要領第3に基づき、関係書類を添えて申請します。

記

- 1 作物名
- 2 品種・系統名
- 3 その他参考となる書類

(添付書類)

- (1) 品種・系統の育成経過に関する書類
- (2) 品種・系統の特性に関する書類
- (3) 普及想定地域における比較栽培試験の成績に関する書類
- (4) その他参考となる書類

(備考)

- 1 作物名には、稲・大麦・はだか麦・小麦・大豆の区別を記載する。
- 2 品種名には、種苗法第18条に基づく品種の名称を記載する。